

ICT導入モデル事業の 概要等について

【令和6年度版】

岐阜県健康福祉部障害福祉課
社会参加推進係

障害福祉分野のICT導入モデル事業の概要

1. 事業目的

- 障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等がICTを導入する際の経費を支援し、ICTの活用モデルを構築することを目的とする。

2. 事業内容

- 障害福祉現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を補助する。

- モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加し、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果等を測定・検証のうえ国に報告する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

【補助単価】 1施設・事業所あたり：（最大）100万円

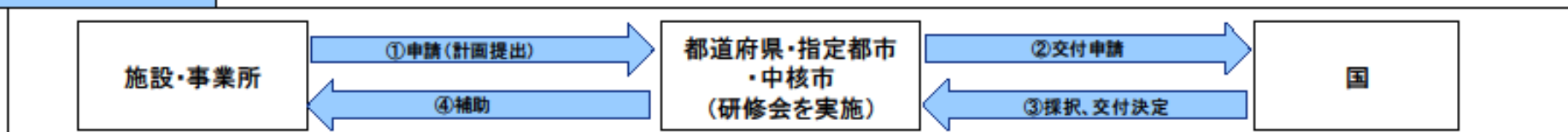
【補助割合】 事業所に対する導入支援 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4
事業所に対する研修 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

3. 補助対象

- ① 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- ② ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ③ 通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）
- ④ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

4. 事業スキーム



障害福祉分野の ICT 導入モデル事業の留意点

【補助率】

ICT 機器等の導入・・・国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4

【補助対象となる ICT 機器等】

- ・ソフトウェアについて、「業務支援」又は「バックオフィス業務」のいずれかを一気通貫（転記等の業務が発生しない）で実施する環境を実現する商用製品に限り補助対象とする。
- ・通信環境機器（Wi-Fi ルータ等）や保守経費については、情報端末（タブレット等）及びソフトウェアの導入に必要なものに限り補助対象とする。
- ・リース費用については、補助対象外とする。

【事業者による効果測定、事業者及び都道府県等による成果公表】

- ・本事業により ICT 機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入2か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、都道府県に報告することとする（様式は、補助金の内示の際に示す）。また、都道府県はこれらを取りまとめて国に報告することとする。
- ・事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、都道府県等も、事業者の公表情報について都道府県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することとする。

障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業の今後の予定

【研修レポートの提出（２月中）】

本研修受講後、研修レポートを作成し、県へ提出

【交付申請書の提出（２月中）】

研修レポート提出後、交付申請書を作成し、県へ提出

【補助金概算払請求書の提出（２月中）】

交付決定通知受領後、補助金概算払請求書を作成し、県へ提出

【ＩＣＴ機器等の調達（３月末まで）】

事業計画に記載されたＩＣＴ機器等を調達

【実績報告書等の提出（３月末まで）】

ＩＣＴ機器等を調達後、実績報告書等を作成し、県へ提出

【効果測定報告書の提出（３月末～翌年度４月まで）】

ＩＣＴ機器導入後概ね２か月後、効果測定報告書を作成し、県へ提出